

事務連絡  
令和2年5月1日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局） 御中

内閣府男女共同参画局推進課  
暴力対策推進室

### 事前申出期間後の配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱いについて

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理については、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月22日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室事務連絡）（以下、「4月22日付け事務連絡」という。）及び「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理の運用について」（令和2年4月27日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室事務連絡）によることとしていますが、今般、「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」（令和2年5月1日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）が別添のとおり発出され、事前申出期間後の配偶者からの暴力を理由とした避難事例について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御連絡いたします。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、下記事項に留意していただくとともに、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市町村（特別区含む。）にも周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県婦人保護事業担当課宛て、周知が行われる予定であることを申し添えます。

### 記

#### 1 申出対象となる事例

事前申出期間（令和2年4月30日）経過後における、申出対象となる事例は、次に掲げる事例であって、かつ、後述する「一定の要件」を満たすものとする。

- ① 基準日（令和2年4月27日）以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避

難事例で、配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により基準日まで住民票を移すことができないもの

② 基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例

2 申出者の満たすべき「一定の要件」

1 のとおり、申出者に対する給付金の支給市区町村を住民票所在市区町村から居住市区町村に変更するための要件は、次の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は第 2 号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、地方公共団体の判断により、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所若しくは市区町村における担当部署又は行政機関と連携して被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）による「特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書」（以下、「確認書」という。）が発行されていること。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

ただし、①、②の要件を満たす旨を確認できる書類を申出時に確認できない場合は、支給申請時点で提出することとして差し支えない。また、③の要件については、申出日時時点で、「支援措置申出書」が受理されていれば、支援措置の決定が済んでいない場合でも、給付金の申出を受け付けて差し支えない。

なお、4月22日付け事務連絡において、確認書の発行期間につき、本年4月から6月までとしていたが、給付申請の状況に応じ、柔軟な対応が可能となるよう、発行終了日を各市区町村における給付申請終了日まで延長することとする。

3 その他

1 及び 2 のほか、事前申出期間を経過した後における配偶者からの暴力を理由とした避難事例における事務処理は、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 22 日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室事務連絡）によること。

別添

「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 1 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）